

山形県公立学校における 働き方改革プラン (第Ⅱ期)

～公立学校教員の勤務時間の上限に関する方針等～

山形県教育委員会

令和5年3月

目 次

I	はじめに	1
II	第Ⅰ期プランの成果と課題	
1	時間外在校等時間調査より（令和元年度～令和4年度）	2
2	働き方改革プラン第Ⅰ期評価アンケートから読み取れる現状	5
III	第Ⅱ期プランの取組み方針、目標及び取組み期間	
1	取組み方針及び取組みの柱	6
2	具体的目標及び取組み期間	7
IV	具体的な取組み	
方針1	更なる意識改革	8
方針2	長時間勤務の要因への対応	9
V	各学校における「取組み状況チェックシート」	12

I はじめに

山形県教育委員会では、令和元年12月に「山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅰ期）～公立学校教員の勤務時間の上限に関する方針等～」を策定し、「令和4年度末までに複数月平均の在校等時間の超過勤務時間が80時間を超える教員0人を目指す」ことを目標に、統合型校務支援システム等による時間外在校等時間の客観的な把握の推進、部活動指導員や教員業務支援員、校務補助員などの人的支援の拡充、働き方改革通信や「学校における働き方改革の取組み手引」による好事例の発信等に取り組んでまいりました。

これらの取組みによって、「学校における働き方改革」の意義は教職員に着実に浸透してきましたが、「働き方改革プランの評価アンケート」によれば、時間外に行っている業務として、校務分掌や部活動等の様々な学校運営に関わる業務があげられるなど、取組みを進めるうえでの課題が残されております。休日の部活動の地域移行など、社会全体として働き方が見直され、教員が担うべき業務の明確化と適正化が進められているこの機会に、教育委員会と各学校がそれぞれPDCAサイクルを機能させ、進捗状況を定期的に点検し、取組みを改善していくことによって、教育委員会、学校、保護者・地域が一緒になって働き方改革を一層推進していくことが重要です。

次世代を担う子どもたちが積極的に学校生活を送り、健やかに成長していくためには、教員自身が心身ともに健康で、充実感や達成感を得ながら、きめ細かな指導を展開し、子どもたちと向き合っていくことが極めて重要です。そして、そのような教員の姿を見た子どもたちが、教師という職業に憧れを抱くことができるような、教員が生き生きと働くことのできる職場環境となるよう、現場の声をしっかりと汲み取りながら、本プランの実現に取り組む、引き続き教員の働き方改革を進めてまいります。

令和5年3月

山形県教育委員会
教育長 高橋 広樹

Ⅱ 第Ⅰ期プランの成果と課題

教員の勤務状況の把握は、学校における働き方改革の基礎となるものである。県教育委員会は、文部科学省が示す「在校等時間」の考え方に沿って、公立学校教員の勤務状況を適切に把握し、また、在校等時間の超過勤務時間の上限に関しても、文部科学省が示す基準に準拠した教育委員会規則を定め、教員の適切な働き方に向けた必要な手立てを講じてきた。

山形県公立学校教員の在校等時間の超過勤務時間の上限に関する基本方針（国のガイドラインに準拠）

在校等時間の超過勤務時間	基本方針	特例的な扱い ^(注)
1か月あたり	45時間を超えない	・100時間未満 ・複数月平均で80時間を超えない
1年間あたり	360時間を超えない	・720時間を超えない ・45時間を超える月は6か月までとする

(注) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により、勤務せざるを得ない場合

第Ⅰ期プランでは、以下の具体的目標を掲げて働き方改革の推進に取り組んできた。

(1) 取組み重点期間（第Ⅰ期）における目標

令和4年度末までに複数月平均の在校等時間の超過勤務時間が80時間を超える教員0人を目指す

(2) 年度ごとの目標

- ① 1人あたりの1か月の在校等時間の超過勤務時間を前年度調査より20%縮減する。
- ② 1人あたりの1か月の在校等時間の超過勤務時間が80時間を超える教員数について、令和2・3年度は前年度比40%減としながら、令和4年度末までに0人を目指す。

1 時間外在校等時間調査より（令和元年度～令和4年度）

1 県内の公立学校教員の超過勤務の主な業務内容

令和4年度上期の調査において、超過勤務に占める業務内容は、業務時間の多い順に以下のとおりとなっている。校種によってその内容は異なっており、小学校・特別支援学校では授業準備・教材研究が、中学校・高等学校では校務分掌や部活動に係る時間が多くなっている。

《 小学校 》	授業準備、教材研究	>	校務分掌	>	その他
《 中学校 》	校務分掌	>	部活動	>	授業準備、教材研究
《 特別支援学校 》	授業準備、教材研究	>	校務分掌	>	その他
《 高等学校 》	校務分掌	>	部活動	>	授業準備、教材研究

※項目選択形式による調査結果。選択肢は以下のとおり。

- | | | | |
|------------|------------|---------|-------|
| ・授業準備、教材研究 | ・学習指導（講習等） | ・児童生徒指導 | ・校務分掌 |
| ・部活動 | ・保護者、地域対応 | ・会議、研修等 | ・その他 |

2 県内の公立学校教員の時間外在校等時間

下表は、令和元年度～4年度に県内の公立学校教員（常時勤務者）を対象に実施した時間外在校等時間調査における、半期ごとの月平均時間外在校等時間である。結果から読み取れる成果と課題は以下のとおりである。

		小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	全校種計
R1 10月 ^{※1}		44:55	62:09	28:28	58:52	50:43
		↓	↓	↓	↓	↓
R2	当初目標	35:56	49:43	22:46	47:06	40:34
	上期 ^{※2}	36:06	47:22	23:36	40:52	38:48
	下期	34:10	43:56	22:18	38:30	36:28
	年間 ^{※3}	35:33 ◎	45:46 ◎	22:49 △	39:29 ◎	37:46 ◎
R3	当初目標	28:45	39:46	18:13	37:41	32:27
	上期	36:21	48:02	23:48	45:17	40:06
	下期	34:59	42:19	21:45	36:46	36:01
	年間	35:40 ×	45:10 ×	22:46 ×	41:02 ×	38:02 ×
R4	上期	37:00	47:56	23:42	44:26	40:08

- ・ 当初目標は、令和元年10月の値を基に、1年あたり20%ずつ縮減した値としている。
- ・ R2及びR3の年間平均について、当初目標を達成していれば◎、達成していないが30分以内であれば△、それ以上であれば×で示している。

※1：令和元年10月1か月分の時間外在校等時間

※2：新型コロナウイルス感染症による公立学校の臨時休業後の4か月（6～9月）の値を用いて集計

※3：令和2年6月から令和3年3月までの値を用いて集計

成果

- ◎ 令和元年度から令和2年度では、年度ごとの目標である20%減を達成した。
- ◎ 令和2年度及び令和3年度の年間平均では、中学校において45時間を若干上回るものの、それ以外の校種においては45時間を下回っており、「公立学校教員の在校等時間の超過勤務時間の上限に関する基本方針」に示された水準を達成している。
 - ➡ 各学校において働き方改革を推進してきた成果である。

課題

- ▲ 中学校及び高等学校においては1か月あたり45時間を超える半期があり、小学校や特別支援学校と比べて時間外在校等時間が多い。
- ▲ 令和3年度は、令和2年度比で2～5%減と下げ止まりの状況となっており、全ての校種において、令和3年度の当初目標を達成していない。

3 1か月の時間外在校等時間が80時間を超える教員数

下表は、1か月あたりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員数である。結果から読み取れる成果と課題は以下のとおりである。

		小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	全校種計
R1	10月 ^{※1}	87人(2.6%)	445人(22.0%)	2人(0.3%)	441人(23.5%)	975人(11.0%)
		↓	↓	↓	↓	↓
R2	当初目標	52人	267人	1人	264人	584人
	上期 ^{※2}	24人(0.6%)	132人(5.8%)	0人(0.0%)	111人(5.7%)	267人(3.0%)
	下期	16人(0.4%)	95人(4.2%)	0人(0.0%)	83人(4.3%)	194人(2.2%)
	年間 ^{※3}	10人(0.3%) ◎	80人(3.5%) ◎	0人(0.0%) ◎	80人(4.1%) ◎	170人(1.9%) ◎
R3	当初目標	31人	160人	0人	158人	349人
	上期	11人(0.3%)	147人(6.4%)	0人(0.0%)	174人(9.2%)	332人(3.7%)
	下期	7人(0.1%)	55人(2.4%)	0人(0.0%)	71人(3.7%)	133人(1.5%)
	年間	7人(0.1%) ◎	57人(2.5%) ◎	0人(0.0%) ◎	109人(5.7%) ◎	173人(2.0%) ◎
R4	上期	8人(0.2%)	98人(4.6%)	0人(0.0%)	156人(8.3%)	262人(3.1%)

- ・ 当初目標は、令和元年10月の値を基に、1年あたり40%ずつ減じた値としている。
- ・ R2及びR3の年間人数について、当初目標を達成した場合は◎、達成していない場合は×で示している。

※1：令和元年10月1か月分の時間外在校等時間

※2：新型コロナウイルス感染症による公立学校の臨時休業後の4か月（6～9月）の値を用いて集計

※3：令和2年6月から令和3年3月までの値を用いて集計

（ ）内は当該校種において調査対象者に占める割合

成果

- ◎ 特別支援学校では、80時間を超えた教員が0人となっており、第I期プランの目標を達成している。
- ◎ 特別支援学校以外の校種においては、令和元年度を基準とした当初の目標について、令和2年度及び令和3年度は達成している。

課題

- ▲ 特別支援学校以外の校種においては、下期（10月～3月）よりも上期（4月～9月）の方が80時間を超えた教員数が多くなっており、上期が特に多忙である。
- ▲ 中学校及び高等学校における80時間を超えた教員数が、小学校や特別支援学校と比べて極めて多くなっており、校種間の差が大きい。

2 働き方改革プラン第 I 期評価アンケートから読み取れる現状

令和 4 年 12 月 19 日から令和 5 年 1 月 13 日までの期間に、Web により「働き方改革プラン第 I 期評価アンケート」を実施し、管理職と管理職以外の教職員に分けて回答を求めた（回答数：管理職 516、管理職以外 3,475）。

その結果から読み取れる現状は以下のとおりである。

<教職員の意識改革>

長時間勤務を是正しようとする意識は醸成されているものの、長時間勤務を是正しようとする意識が薄い教職員がまだ 18.9%を占める。

<管理職による 80 時間超の教職員との面談の効果>

管理職による面談等における指導・助言について、業務改善と削減につながっていると実感できていない教職員が 50.1%にのぼる。

<長時間勤務の原因を解決するための指導・取組み>

管理職による業務遂行上の手順の指導・助言や働き方改革の指導・取組みは、「業務見直しの指示」にとどまっている。長時間勤務を解消するためには、より具体的な指導が必要なものと考えられる。また、把握した長時間勤務の要因の中には、人的配置や予算に関すること等、管理職の職責だけでは解決できない業務もあると考えられている。

<働き方改革を進める必要性の周知>

学校が主体となって働き方改革を進める必要性を地域や P T A に伝え、協力を求めている学校の割合が低く、P T A 総会で説明している学校は全体の 64.0%にとどまる。また、学校評価に項目を立て、学校全体で働き方改革を進め、外部から評価を受けている学校の割合が低い。

<地域や P T A から協力を得ている業務等>

管理職は、コロナウイルス感染拡大防止のため、地域や P T A の協力を得ながら、行事の見直しには取り組んできたが、学校・教師が担ってきた業務の 3 分類のうち、「学校以外が担うべき業務」と「教師の業務だが負担軽減が可能な業務」について、地域や P T A の協力を得ている管理職は少ない。（学校徴収金の徴収及び管理 3.6%、放課後から夜間にかけての見回り 4.9%、地域ボランティアとの連絡調整 31.8%等）

<部活動指導における負担軽減のための取組み>

適切な部活動運営の推進については、複数顧問制をとっている学校は 46.3%、任意加入制については 38.6%にとどまっており、さらに推進していく必要がある。

また、1 日あたりの活動時間や中学校における始業前の活動等に関する「部活動の在り方に関する方針」が徹底されていない。

<勤務時間内に授業準備ができるようにするための支援>

教材研究の効率化や授業準備時間の創出のための有効な方策として、教材等のグループウェア上での蓄積・共有や余剰授業時数の削減を挙げている管理職が多い。さらに管理職以外の教職員の 30.8%は、印刷等の業務を教員業務支援員や校務補助員に依頼することが有効であると回答している。

<長時間勤務となっている要因>

管理職の 60.6%、管理職以外の教職員の 36.0%が、これまでの時間外在校調査では表面化しなかった「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」を挙げている。

<より一層働き方改革を推進するために必要なこと>

管理職、管理職以外の教職員ともに、より一層働き方改革を進めるためには、教員の加配措置や、勤務時間内に授業準備ができる時間の創出、書類作成等の事務負担軽減に加え、休暇を取得しやすい雰囲気が必要と考えている。

Ⅲ 第Ⅱ期プランの取組み方針、目標及び取組み期間

現在、教員一人一人の出退勤時刻については、統合型校務支援システムやタイムカード、出退勤管理用ソフト等を用いて各校で適切かつ客観的に把握されているとともに、本県教育委員会として年間2回（上期、下期）の調査を行っている。教育委員会は、文部科学省が示す基準に準拠して定めた教育委員会規則に沿って働き方改革を推進していく。市町村立小中学校及び義務教育学校については、学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を条例や規則等に速やかに反映し、勤務時間の管理を徹底する必要がある。

第Ⅱ期の取組み方針及び取組みの柱に沿った取組みを推進し、以下に掲げる目標の達成を目指すことにより、精神疾患による休暇取得者・休職者の減少、教職員の心身の健康保持、ワークライフバランスの実現及び活き活きと働ける職場環境づくり等といった、働き方改革の目的を実現する。

1 取組み方針及び取組みの柱

これまでの時間外在校等時間調査や働き方改革プラン第Ⅰ期評価アンケートの結果から、時間外在校等時間を削減するための取組みの方針として、県教育委員会では以下のとおり整理するとともに、取組みの柱を設定する。

方針1 更なる意識改革

取組みの柱① P D C Aサイクルの構築

取組みの柱② 管理職や教職員の更なる意識改革及び保護者等の理解促進

方針2 長時間勤務の要因への対応

取組みの柱③ I C Tの有効活用

取組みの柱④ 人材の確保及び外部人材の活用

取組みの柱⑤ 業務の外部委託の推進

取組みの柱⑥ 教育課程全体の見直し

取組みの柱⑦ 部活動改革の推進

<取組み方針及び取組みの柱について>

働き方改革を進めるためには、管理職をはじめとする教職員の意識改革と、保護者等の理解促進が必要である。そのためには、P D C Aサイクルを着実に機能させ、進捗状況を定期的に点検し、取組みを改善していくことが大切である。働き方改革が確実に進んでいることを実感できれば、一層の意識改革につながり、さらに踏み込んだ取組みを行うことができるようになる、という好循環が生まれる。

長時間勤務の要因として各校種共通に挙げられるのは、授業準備や教材研究、校務分掌、児童生徒への個別対応である。これらの業務の中には、学校や教師の本来業務以外にも、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」が存在している。外部人材やI C T等の活用を進めながら業務の効率化・適正化を図ることが大切である。また、業務のスリム化、時間の創出等に向けて教育課程全体の抜

本的な見直しを並行して進めることが欠かせない。

中学校や高等学校における部活動についても、土日の地域移行等が検討され、大きな転換期を迎えている。「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年12月策定）及び「山形県における文化部活動の在り方に関する方針」（令和元年7月策定）（以下、「部活動ガイドライン」という。）の遵守は当然であるが、部活動の今後の在り方についても、教育委員会や各学校における働き方改革の視点に立った検討が不可欠である。

2 具体的目標及び取組み期間

1 具体的目標

教員が心身ともに健康に働くことのできる勤務環境にしていくため、第Ⅱ期も引き続き第Ⅰ期と同様、「過労死ライン」となる月80時間を超える教員を0人にするを「継続目標」として設定し、その具現化に向けて、焦点化した実効性のある取組みを推進する必要がある。また、教員一人一人のワークライフバランスの実現に向けて、「1か月あたり45時間を超えない」という基本方針をさらに意識化させ、全県を挙げた取組みをより一層進めることとする。

(1) 第Ⅱ期における目標

令和7年度末までに

- ① 半期※における時間外在校等時間の月平均が80時間を超える教員0人を目指す。
- ② 年間における時間外在校等時間の月平均が45時間を超える教員0人を目指す。

※半期とは、上期（4月～9月）及び下期（10月～3月）のこと。

(2) 年度ごとの目標

- ① 1人あたりの1か月の時間外在校等時間を前年度調査より10%縮減し、基本方針の「1年あたり360時間を超えない」という基準を達成する。
- ② 1人あたりの半期における時間外在校等時間の月平均が80時間を超える教員数について、令和5・6年度は前年度比40%減としながら、令和7年度末までに0人を目指す。
- ③ 1人あたりの年間における時間外在校等時間の月平均が45時間を超える教員数について、令和5・6年度は前年度比40%減としながら、令和7年度末までに0人を目指す。

2 第Ⅱ期の取組み期間

令和5年度～令和7年度までの3年間の第Ⅱ期の取組み期間とする。

※ただし、法令改正等の状況に応じて、期間内に基本方針の再検討を行うこともある。

IV 具体的な取組み

「Ⅲ 第Ⅱ期プランの目標及び取組み期間」で示した目標の達成に向けて、教育委員会及び各学校が具体的な取組みを実行していく。

＜教育委員会としての取組み＞のうち、第Ⅱ期において新規で取り組む内容は◎、重点的に取り組む内容は○、継続して取り組む内容は□で示している。

また、市町村教育委員会の取組みにも関わる内容については☆を付している。

方針1 更なる意識改革

＜教育委員会としての取組み＞

取組みの柱① PDCAサイクルの構築

◎ 学校における働き方改革取組み状況チェックシートの活用

- ・ 働き方改革のために各学校で取り組む内容を「取組み状況チェックシート」(p.12)にまとめ、具体的な評価につなげる。
- ・ チェックシートによる各学校における取組みや進捗状況については半期ごとに Web を用いて調査し、定量的に把握するとともに、更なる改革に向けた具体的な取組みを実施する。
- ・ 調査結果を基に、半期ごとに取組みの重点項目を定めるとともに、「働き方改革通信」等を用いて取組みの強化・浸透を図る。

◎ 管理職に対する人事評価（業績）における目標設定の義務化 ☆

- ・ 管理職の人事評価における業績評価表について、働き方改革に関する目標を必ず盛り込むこととする。
- ・ これにより、管理職が目標を明確にして働き方改革に取り組むとともに、評価を行うことによって改善の視点を明確にするなど、管理職自らが働き方改革についてのPDCAサイクルを効果的に機能させることができるようにする。

取組みの柱② 管理職や教職員の更なる意識改革及び保護者等の理解促進

○ 校長会、教頭会、校内研修等での啓発と先進事例の共有 ☆

- ・ 働き方改革を進める上でPDCAサイクルを機能させることの重要性を繰り返し指導する。
- ・ これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、管理職の意識改革を一層進めていく。

○ 保護者や地域に対する学校の働き方改革の周知 ☆

- ・ 時間外在校等時間調査の結果を半期ごとに集計し、県ホームページで公表する。
- ・ 県内の学校の働き方改革の取組みを「働き方改革通信」等で紹介するとともに、県ホームページへの掲載等により周知を図る。

＜学校の取組み＞

◇ 45 時間超の教職員に対する、管理職による業務改善の具体的な指導

- ・ 毎月、時間外在校等時間が 45 時間超の教職員と管理職が面談を行い、業務改善の具体的な指導*を行う。
※ どのように業務を見直すべきかを指導する、業務のどの部分を削減・簡略化できるかを指示する、一部の業務について担当を代える、業務の優先順位を決める等

◇ 80 時間超の教職員に対する、産業医による面接指導の徹底

- ・ 時間外在校等時間が 80 時間超の教職員については、産業医による面接指導を管理職から徹底するとともに、その結果を踏まえた対応を行う。

◇ 教員一人一人の時間外在校等時間の可視化

- ・ ICT等を用いて在校等時間の客観的把握を継続する。
- ・ 教員各自が月の途中で時間外在校等時間を認識できるようにするとともに、業務遂行の見通しを持つよう管理職が指導を行う。

◇ 地域・保護者に対する働き方改革についての説明・周知の徹底

- ・ 学校の働き方改革の目的や具体的な取組みについて、PTA総会等で保護者や地域へ丁寧に周知し、理解と協力を得る。
- ・ 学校の働き方改革の取組みの進捗状況等について、学校便りやホームページ等で公表するとともに、その効果を可視化して保護者や地域に周知する。

<参考>

令和3年度 精神疾患による病気休暇者（当該年度に30日以上休暇を取得した者）：

全校種計110名（教員総数の1.4%）

→上記を中心とした取組みにより、精神疾患による病気休暇の新規取得者の発生を抑制していく。

方針2 長時間勤務の要因への対応

<教育委員会としての取組み>

取組みの柱③ ICTの有効活用

◎ 県立高等学校全校へのデジタル採点サービスの導入

- ・ 全ての県立高等学校にデジタル採点サービスを導入し、定期考査の採点や答案分析等にかかる時間を削減する。
- ・ 時間外在校等時間調査やアンケート、聞き取り等により導入の効果を検証するとともに、更なる活用を促す。

○ ICTを活用した児童生徒の情報共有の推進 ☆

- ・ 統合型校務支援システム等のICTを活用して児童生徒の情報共有をリアルタイムで行っている事例を、「働き方改革通信」等を用いて周知する。

□ 「授業情報システム」とその活用方法の周知

- ・ 県教育センターが整備している学習指導案のデータベース「授業情報システム」について、各種研修会や働き方改革通信において、その活用方法とともに周知を図り、授業準備・教材研究の負担を軽減できるようにする。

取組みの柱④ 人材の確保及び外部人材の活用

◎ 産育休等の代替教員確保

- ・ 各学校における産休・育休や病休の代替教員を確実に配置できるよう、「臨時教員等登録希望者・ペーパーティーチャー向け説明会」を定期的で開催し、人員の確保、新規掘り起こしに努める。
- ・ 教員選考試験に合格した県内の大学院生や大学生を非常勤講師として任用する。

○ 各種外部人材の配置の充実

- ・ 教員業務支援員や部活動指導員等の各種外部人材の配置を充実させる。
- ・ 各種外部人材の活用により時間外在校等時間や業務負担を効果的に削減している事例等を収集し、働き方改革通信等を用いて積極的に周知する。

○ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置の充実

- ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置をさらに充実させる。
- ・ 児童生徒の個別対応等が必要な場合に、専門的な助言を適時にもらえるようにする。教員と役割を明確に分担して個別対応等に当たることができるようにする。
- ・ スクールロイヤーの配置についても研究を進める。

取組みの柱⑤ 業務の外部委託の推進

○ 学校・教師が担う業務の明確化・適正化*の推進 ☆

- ・ 清掃指導における地域ボランティア導入や学校徴収金の公会計化等、外部委託が可能な業務について、外部委託に至る手順や必要な手立て、解決すべき課題等を紹介し、導入を促進する。
- ・ 地域学校協働活動推進員の配置を促進し、地域人材活用の活性化を支援する。

取組みの柱⑥ 教育課程全体の見直し

◎ 大学新卒の新規採用者の授業準備・教材研究時間の確保

- ・ 小学校5・6年生が3学級以上の学校に配属される大学新卒の新規採用者を専科教員兼副担任とし、授業準備・教材研究の時間を確保するとともに、その負担を軽減する。
- ・ 大学新卒の新規採用者が学級担任をもつ場合は、暫定再任用短時間職員や会計年度任用職員を配置し、担当する授業の一部代替や学級事務の補助等を行う。

□ 小学校の教科担任制の導入促進 ☆

- ・ 教科担任制の実施を希望する小学校に教科担任マイスターを配置し、教科担任制を推進する。これにより、校内OJTの活性化と教科指導力の向上を図るとともに、教材準備の時間を確保し、負担を軽減する。
- ・ 「さんさんガイド」(義務教育課作成)により、教科担任制の好事例を発信・周知する。

○ 校務分掌の精選、余剰時数削減、日課表の見直し等の支援 ☆

- ・ これまでの慣習にとらわれることなく教育課程全体の見直しを検討できるよう、余剰時数の削減を含めた教育課程全体の見直しや校務分掌の精選等により、業務の削減や授業準備・教材研究の時間確保を実現した好事例を積極的に紹介する。
- ・ 行事(準備や練習を含む)のスリム化について、PTAや地域の理解・協力を得ながら推進するよう、校長会や教頭会等において指導する。

取組みの柱⑦ 部活動改革の推進

○ 部活動ガイドラインの遵守の徹底 ☆

- ・ 1回あたりの練習時間や休息日の確保、授業開始前の練習等について、部活動ガイドラインが徹底されるよう校長会や教頭会等で指導する。
- ・ 各学校において、部活動ガイドラインを遵守した部活動が行われているかどうかを定期的に確認する。

○ 部活動指導員の活用や任意加入制・複数顧問制による部活動指導の負担軽減 ☆

- ・ 部活動指導員の配置による業務負担の軽減や時間外在校等時間の削減等の効果をより多くの教員が実感できるような事例を積極的に紹介する。
- ・ 部活動の任意加入制の推進や複数顧問制の導入、部活動数の適正化等、部活動の在り方を幅広く見直す必要性について校長会や教頭会等で指導する。

○ 勤務時間内に終了できる部活動の適切な運営に向けた教育課程の検討 ☆

- ・ 勤務時間内に部活動を終了できるように教育課程を検討するよう、校長会や「働き方改革通信」等において他県の事例を詳細に紹介する。

<学校の取組み>

◇ 教材の蓄積・共有の推進

- ・ 校内LAN等を活用し、各教員が作成している有効な教材等の蓄積と共有を進め、教材作成の際に参考にできるようにしながら、教材研究等の時間を削減する。

◇ I C Tを活用した児童生徒の情報共有

- ・ 統合型校務支援システム等の I C Tを活用し、児童生徒に関する情報を随時更新し、全ての教員がいつでも最新の情報を確認できるようにする。
- ・ 配慮が必要な児童生徒に対し、複数の教師が目配りできるよう、また、早期に問題等を解決できるよう、日常的に情報を共有できるようにする。

◇ チームによる児童生徒への個別対応等

- ・ 児童生徒の個別対応等の際には、担任だけに任せることなく、学年主任や管理職、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを含め、チームで役割を決めて対応する。

◇ 教員業務支援員や部活動指導員等の効果的な活用

- ・ より多くの教師が教員業務支援員や校務支援員、部活動指導員等の外部人材を有効に活用できるような仕組みをつくり、勤務時間の削減や業務負担の軽減につなげる。

◇ 学校・教師が担う業務の明確化・適正化の推進

- ・ 給食や清掃指導等について、外部人材や地域ボランティアの活用、輪番制の導入等により、教員の業務負担を軽減する。
- ・ 学校徴収金の公会計化を市町村教育委員会と協力して推進する。また、教員が集金しなくてもよいようなシステム（業者への直接支払い、インターネットバンキングの活用等）へ移行する。

◇ 小学校における教科担任制の導入

- ・ 小学校において教科担任制を導入し、教師一人一人が担当する教科数を削減するとともに、教材研究の負担軽減を図る。
- ・ 1日1時間以上の空き時間を確保し、教材研究や授業準備を勤務時間内に行うことができるようにする。

◇ 余剰時数の削減を含めた教育課程全体の見直し

- ・ これまでの慣習にとらわれず、余剰時数の削減を含めた教育課程全体の見直しや校務分掌の精選等を行い、教材研究や授業準備時間の確保及び業務負担の軽減を図る。
- ・ 行事（準備や練習を含む）のスリム化について、P T Aや地域に説明し、理解・協力を得ながら推進する。

◇ 部活動ガイドラインの遵守

- ・ 休養日の設定や活動時間、始業前練習等について、部活動ガイドラインを遵守した活動を行う。

◇ 部活動の在り方等の見直し（複数顧問制、任意加入制等）

- ・ 部活動数の適正化等を進め、全ての部活動において複数顧問制を実施していく。
- ・ 部活動の活動方針や任意加入制、部活動数の適正化等について保護者や地域の理解を得られるよう、P T A総会等で説明する。

◇ 勤務時間内の部活動終了に向けた検討

- ・ 勤務時間内で部活動を行うことができるよう、他県の事例も参考にしながら、余剰時数の削減や時程を含めた教育課程全体の見直し等を行う。

V 各学校における「取組み状況チェックシート」

以下の各項目について、管理職が半期ごとに取組み状況を確認してください。(Web アンケート等を活用し、県教育委員会へ報告)

＜確認の方法＞ 各項目について、次の3段階○△×で記入してください。該当する事例がない場合は「－」を記入してください。

○：実施している △：実施に向けて準備している ×：実施も準備もしていない
－：該当なし

校種	学校名	R5		R6		R7	
		上	下	上	下	上	下
方針1 更なる意識改革							
1	毎月、時間外在校等時間が45時間超の教職員と管理職が面談を行っている。						
2	時間外在校等時間が45時間超の教職員に対して、管理職が業務改善の具体的な指導*を行っている。 ※ どのように業務を見直すべきかを指導する、業務のどの部分を削減・簡略化できるかを指示する、一部の業務について担当を代える、業務の優先順位を決める等						
3	時間外在校等時間が80時間超の教職員について、産業医による面接指導を管理職から徹底している。						
4	産業医による面接指導の結果を踏まえ、業務改善に向けた対応を行っている。						
5	学校の働き方改革の目的や具体的な取組みについて、PTA総会等で保護者や地域へ周知している。						
6	ICT等を用いて在校等時間の客観的把握を行っている。						
7	教員各自が月の途中で時間外在校等時間を認識できるようにしている。						
8	月の途中において、各教員に業務遂行の見通しを持てるよう管理職が指導を行っている。						
9	学校の働き方改革の具体的な取組みについて、保護者や地域から協力を得ている。						
10	学校の働き方改革の取組みの進捗状況等について、学校便りやホームページ等で公表している。						
11	学校の働き方改革の取組みの効果を可視化して、学校便りやホームページ等で保護者や地域に周知している。						
方針2 長時間勤務の要因への対応							
1	校内LAN等を活用し、各教員が作成している教材等の蓄積と共有を進めている。						
2	各教員が蓄積・共有化した教材を、教材作成の際に参考にするなどして活用している。						
3	児童生徒に関する情報共有のために統合型校務支援システム等のICTを活用している。						
4	統合型校務支援システム等のICTを活用し、児童生徒に関する情報を随時更新し、全ての教員がいつでも最新の情報を確認できるようにしている。						
5	配慮が必要な児童生徒に対し、複数の教師が目配りできるよう、また、早期に問題等を解決できるよう、日常的に情報を共有できるようにしている。						
6	児童生徒の個別対応等の際には、担任だけに任せることなく、チームで役割を決めて対応している。						
7	児童生徒の個別対応等の際には、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の外部人材と連携を取りながら対応している。						
8	より多くの教師が教員業務支援員や校務支援員、部活動指導員等の外部人材を活用できるような仕組みをつくっている。						
9	給食や清掃指導等について、外部人材や地域ボランティアを活用している。						

10 給食や清掃指導等について、教員の業務負担を軽減するために、輪番制の導入等を行っている。						
11 学校徴収金の公会計化を市町村教育委員会と協力して推進している。						
12 教員が集金しなくてもよいようなシステム（業者への直接支払い、インターネットバンキングの活用等）へ移行している。 (例)・ 裁縫道具や柔道着など、一斉購入が難しい教材については、日時を決めて業者を学校に呼び、児童生徒が業者へ直接支払うようにする。 ・ 支払いが発生するたびに業者を学校に呼び、その場で現金で支払いを行っていたものをインターネットバンキングによる口座振替での支払いに変更する。 ・ 彫刻刀や習字セットなど、一部の教材については、学校を介さず、各家庭で量販店やインターネット通販での購入に変更する。						
13 小学校において教科担任制を導入し、教師一人一人が担当する教科数を削減し、教材研究の負担軽減を図っている。						
14 1日1時間以上の空き時間を確保し、教材研究や授業準備を勤務時間内に行うことができるようにしている。						
15 余剰時数の削減を含めた教育課程全体の見直しにより、教材研究や授業準備時間の確保及び業務負担の軽減を図っている。						
16 校務分掌の精選や校務分掌に係る会議の削減により、教材研究や授業準備時間の確保及び業務負担の軽減を図っている。 (例)・ 一つの校務分掌を、可能な限り経験者と若手の二人担当制とする。 ・ 学年業務が比較的大変な小学4～6年生担任の分掌を軽くするよう調整する。 ・ 少数の担当者が大枠を作成することとし、大人数での話し合いの時間を短縮する。	/	/	/	/	/	/
17 行事（準備や練習を含む）のスリム化について、PTAや地域に説明している。						
18 行事のスリム化について、PTAや地域と協力しながら推進している。						
19 部活動ガイドラインに従い、休養日を設定している。						
20 部活動ガイドラインに従い、1回あたりの活動時間を守っている。						
21 部活動ガイドラインに従い、中学校においては始業前練習を行っていない。						
22 部活動の地域移行を見据え、部活動数を前年度と比べて削減している。	/	/	/	/	/	/
23 全ての部活動において複数顧問制を実施している。	/	/	/	/	/	/
24 部活動の任意加入制を導入している。	/	/	/	/	/	/
25 部活動の活動方針や任意加入制、部活動数の適正化等について保護者や地域の理解を得られるよう、PTA総会等で説明している。	/	/	/	/	/	/
26 勤務時間内で部活動を行うことができるよう、余剰時数の削減や時程を含めた教育課程全体の見直し等を行っている。	/	/	/	/	/	/

成果と課題（自由記述）

文部科学省では、全国の学校における働き方改革事例集及び働き方改革チェックシートを公開しています。事例集では、業務の内容ごとに取組事例がまとめられています。また、各項目にリンクが設定されており、クリックするとすぐに各事例を参照することができます。各学校での取組みを進めるにあたり、ぜひご覧ください。

▼文部科学省ホームページ「学校における働き方改革について」URL▼

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/index.htm

(右の二次元コードからもアクセスできます)

